

平成 25 年 3 月 29 日
東 和 銀 行

金融円滑化法期限到来後の対応方針について

当行は、経営強化計画に「地域密着型金融の推進によるお客様支援の実践」を掲げ、地域から頼られる銀行を目指し、これまでも地域のお客様に対する経営支援や円滑な資金供給を行うなど、金融円滑化に対し積極的に対応してまいりました。

中小企業金融円滑化法は平成 25 年 3 月末を以って期限を迎えますが、期限到来後も当行の金融円滑化に係る基本方針は何ら変わるものではありません。

当行は今後も中小企業のお客様や住宅ローンをご利用いただいている個人のお客様に対し、下記のとおり、金融円滑化に向けたより一層の取組みを進め、適正な金融サービスの提供に努めてまいります。

記

1. お客様の経営相談・経営指導及び経営計画の策定支援等、コンサルティング機能の発揮に積極的に取り組んでまいります。
2. 借入条件の変更等の申込みにつきましては、真摯に対応し、お客様の立場に立って検討させていただきます。
3. お客様の経営改善を図るため、中小企業再生支援協議会等、外部専門家の知見、機能を積極的に活用し、最適な解決策をご提案いたします。
4. 金融円滑化相談窓口につきましても、これまでと同様の体制といたしますので、各営業店若しくは本店審査部「金融円滑化推進室」（フリーダイヤル 0120-100-641）までご相談ください。

※ 金融円滑化の基本方針については「[中小企業者等に対する金融の円滑化に関する基本方針](#)」をご覧ください。

以 上